

様式第 5（第21条の16第 1 項関係）（平20経産令64・追加、令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

修習事務規程認可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

指定修習機関
代表者

弁理士法施行規則第21条の16第 1 項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

〔備考〕

- 1 この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
- 2 この申請書には、修習事務規程を添付すること。